

## 自立した財政構造への転換

自主財源の確保や歳出の見直しなどあらゆる手段を講じて、財源の確保に取り組んでいきますが、県の取組だけでは限界があります。地方税財政制度の改正を通じて地方税財源の充実強化を図るなど、自立した財政運営への転換が必要です。

このため、全国知事会等を通じて、国に対して積極的な働きかけを行います。

### ア 地方交付税を含めた地方税財源の充実

今後も社会保障費や臨時財政対策債の元利償還金などは増加傾向にあるため、地方が安定的な財政運営を図れるよう、地方税や地方交付税などの一般財源の総額を確保するよう要望していきます。

また、近年、地方交付税の不足分を臨時財政対策債の大量発行により賄っており、県の借金全体は増加傾向にあります。このため、地方交付税率の引き上げにより、地方交付税そのものを確保し、臨時財政対策債を廃止するよう要望していきます。

### イ 国庫補助負担金の改革（超過負担の解消）

現行の国庫支出金に係る超過負担は、地方の財政運営に大きく影響を与えることから早急に改善するよう求めています。

超過負担：国庫支出金が交付される事業について、地方自治体が現実に支出した額よりも、国庫支出金の交付基準となった額（国庫補助基本額）が下回る場合において、当該支出額と国庫補助基本額との差額をいう。

< 本県の超過負担額 >（平成 24 年度決算）

超過負担額 36 億 91 百万円

うち空港警備隊費 16 億 94 百万円

うち特定疾患治療研究事業 13 億 20 百万円

### ウ 直轄事業負担金制度の改革

平成 22 年度には維持管理に係る負担金制度を廃止したものの、直轄事業負担金制度そのものは、現在も存続しています。国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度の改革に向けた取組を進めるよう国に対して求めています。

▶ 【関連】 P17 行政改革計画 -イ-(ア)地方分権改革に向けた取組み